

南海トラフ地震に備える事業について

申込・問い合わせ

■総務課 ☎893-1113

■吾北総合支所住民福祉課 ☎867-2300

■本川総合支所住民福祉課 ☎869-2112

阪神・淡路大震災では、死亡やケガの原因の約8割が家具などの転倒落下や家屋の倒壊によるものでした。町では、南海トラフ地震に備え、地震に強い安全な住まいづくりを目指すために、次の事業を実施しています。

また、町では平成28年度から耐震診断の無料化と耐震設計・改修事業、ブロック塀等対策推進補助事業について、補助金額を増額しました。耐震設計・改修事業については、段階的耐震化補助及び代理受領制度を整備しています。南海トラフ地震での被害を軽減するためにも、積極的な「揺れ対策」をお願いします。

1 木造住宅耐震診断

1 対象となる住宅	町内に所在し、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅（一戸建て、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含み、主たる生活の場となる建物）
2 対象とならない住宅	特殊構造・特殊構法のもの（プレハブ、ツーバイフォー、丸太組工法、鉄骨などを含む混構造の住宅）
3 診断を受けることができる方	町内に居住し、対象となる住宅の所有者でいの町税などを滞納していない者
4 診断方法	申込者の住宅へ診断士が訪問し、申込者の立ち会いのもと、間取りの確認・床下や天井裏の点検口（開口部）から内部を直接見て調べます。なお、壁を壊したり、天井をめくるような調査は行いません。
5 診断費用	無料
6 申込期間	申込件数が定数に達するまで、随時受け付けします。
7 注意事項	①耐震診断のため派遣する診断士は、高知県が行う「木造住宅耐震診断士養成講習」を受講し県へ登録されている者です。 ②耐震診断は、住宅の耐震診断のみを行うものです。その後の耐震補強工事を義務付けるものではありません。 ③耐震診断は、大規模な地震に対して、住宅がどの程度の安全性があるかを判定するものであり、地震によって倒壊しないことを保証するものではありません。

2 木造住宅耐震設計・改修

1 要件	①町が実施した木造住宅耐震診断の上部構造評点が1.0未満であるもの ②耐震改修工事後の上部構造評点が1.0以上となるもの ③「高知県木造住宅耐震診断士」として高知県に登録されている事業者が、耐震改修設計については登録設計事務所が実施し、耐震改修については登録工務店が実施するもの ④本年度中に事業が完了するもの ⑤申請者は対象となる住宅の所有者で、いの町税を滞納していない者
2 補助金額	○耐震改修設計費・・・設計費用の3分の2最高20万5千円 ○耐震改修工事費・・・最高92万5千円

3 非木造住宅の耐震診断・設計・改修

この補助金は、非木造住宅の耐震診断・改修を行った、町内在住の方に対する補助金です。

耐震診断を実施したことに対して3万円、耐震設計に20万5千円、耐震改修工事に92万5千円を上限に補助があります。着手前に申請が必要となります。詳細はお問い合わせください。

